

平成 22 年度 新宿区景観まちづくり計画改定（素案）について

改定事項

- 1 地域の景観特性に基づく区分地区の改定
（仮称）歴史あるおもむき外濠地区（追加） （仮称）水とみどりの神田川・妙正寺川地区（範囲拡大）
- 2 その他
景観重要公共施設の整備に関する事項
その他の改定

改定内容

- 1 地域の景観特性に基づく区分地区の改定
（仮称）歴史あるおもむき外濠地区（追加）
 - ・区分地区の区域（案） 資料 3
 - ・景観形成方針（案） 資料 4
 - ・景観形成基準（案） 資料 5

（仮称）水とみどりの神田川・妙正寺川地区（範囲拡大）

「水とみどりの神田川地区」に支川である妙正寺川の区分地区の指定範囲を拡大する 資料 6

 - ・区分地区の区域（案） 「水とみどりの神田川地区」と同様の妙正寺川両側 30 m 範囲
 - ・景観形成の方針（案） 「水とみどりの神田川地区」と同様
 - ・景観形成基準（案） 「水とみどりの神田川地区」と同様
 - 2 その他
景観重要公共施設の整備に関する事項
景観重要公共施設の整備に関する事項に外堀通りを新たに定める
 - ・景観重要公共施設：外堀通り
 - ・管理者：東京都
 - ・整備に関する事項（案）：

新宿の水とみどりの環（わ）を構成する貴重な水辺空間として、外濠の歴史あるおもむきと一体となった道路景観の形成を図る。
- その他の改定
- 景観形成基準の追加、用語等の見直し 資料 7
- ・「新宿御苑みどりと眺望保全地区」に「周辺の主要な眺望点の見え方に配慮」を追加
 - ・歌舞伎町一・二丁目地区まちづくり誘導方針の改定に伴う修正